

福岡県公報

平成20年2月1日
第2780号

目次

告示(第149号—第174号)

保安林の所在場所等	(治山課)	1
保安林の所在場所等	(治山課)	2
保安林の所在場所等	(治山課)	2
解除に係る保安林の所在場所等	(治山課)	2
解除に係る保安林の所在場所等	(治山課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
保安林の所在場所等	(治山課)	4
町の字の区域の設定及び変更	(地方課)	4
保安林の皆伐面積の限度の公表	(治山課)	12
土地改良区の清算人の退任	(農地計画課)	13
土地改良区の役員の退任	(農地計画課)	14
県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	14
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	15
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	15

保安林予定森林の所在場所等	(治山課)	16
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	16
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	16
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	17
土地収用法に基づく土地の立入りの通知	(用地課)	17

公告

意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	19
----------------------	---------	----

告示

福岡県告示第149号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林の所在場所
大野城市大字瓦田127の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第150号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林の所在場所

太宰府市大字太宰府字普現1464（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林の所在場所

太宰府市大字太宰府字松川142・153（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第152号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

北九州市若松区大字有毛字高尾2052の8、2052の52

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

福岡県告示第153号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川上高屋字口ノ岩14の2、14の3、15の2（次の図に示す部分に限る。）、15の4から15の6まで、字ナノミ35の2、37の3、字草扱場38の3、犀川下伊良原字向山1304の5・字高岳1525の7・犀川横瀬字ヘリ山926（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、928の2、929・930（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、934・936・937・938の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、938の6

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第154号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町花ヶ浦三丁目683 - 1、683 - 2及び685 - 1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原1429番地

山田 隆光

福岡県告示第155号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字石町1364 - 1及び1364 - 4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市大崎888番地4

田中 正一

福岡県告示第156号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字若山645 - 43から645 - 45まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐南緑井4丁目11番22 - 407号

赤司 哲也

福岡県告示第157号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市小郡字向築地567 - 1、567 - 6 から567 - 8 まで、569 - 9 及び569 - 10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市小郡569番地 6

赤坂 昭彦

福岡県告示第158号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林の所在場所

前原市大字白糸字網掛9の3、字獅子舞257の73、257の74、257の76、257の77、257の83、字地獄479の5、479の6、480の6、480の8、493、496、500の2、字開田522の2、字道原572の1、572の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、添田町長から添田町の字の区域の設定及び変更をする旨の届出があった。

上記処分は、県営遊農津野地区の土地改良（区画整理）事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 次の区域を大字津野字流田に編入する。

大 字	字	地 番
津 野	南 坂	7246、7275の1
これらの区域に隣接する水路である公有地の全部		

2 次の区域を大字津野字前に編入する。

大 字	字	地 番
津 野	川端谷ノ尻	4717
	川 平	4718、4719
	川 坂	4720、4722の1、4724の1の一部、4724の2の一部、4725の2
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部		

3 次の区域を大字津野字金持に編入する。

大 字	字	地 番
津 野	川 坂	4722の2、4724の1の一部、4724の2の一部、4726の1、4726の2
	前	4723の1の一部、4723の4、4727、4728の1、4728の2、4729の1、4730の1、4731、4735、4736、4744、4748、4749
	深 田	4732、4746の1
	前 川 原	4737
	川 久 保	4741、4742、4750、4759の1の一部、4759の2の一部、4760の一部、4761の一部
	椿	4743、4745
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

4 次の区域を大字津野字川久保に編入する。

大字	字	地番
津野	川原	4756
	迫田	4757
	下ノ谷	4777の1から4777の3まで、4780、4781
	前	4783、4785、4790、4791の1、4793
	ヤシキ	4792
	鷲谷	4794
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

5 次の区域を大字津野字岩角に編入する。

大字	字	地番
津野	三口	7637から7639まで、7643
	山ノ下	7636、7644、7645、7646の1、7646の2、7647、7648、7652
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

6 次の区域を大字津野字中川原に編入する。

大字	字	地番
津野	馬場河原ノ岸	4539の1、4540の1、4548
	馬場原岸	4542の1から4542の3まで
	馬場原	4543の1、4543の2
	馬場ノ岸	4547
	前	4549の1、4549の3、4555の1、4555の2、4557
	馬場川原ノ岸	4552
	河原	4554
	屋敷	4556の1、4556の2
	川坂	4558の1、4558の2

川原田	4583、4584
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

7 次の区域を大字津野字フケに編入する。

大字	字	地番
津野	川原	7101の2、7106の1、7106の2、7128の一部
	屋敷	7104の2
	屋鋪	7105の2
	前	7100の2、7107の1、7107の2、7109、7112の1、7112の2、7113、7114の1、7114の2、7115、7116、7118の1、7118の2、7120、7139
	鷹取	7117
	室瀬	7140の3、7140の5、7142の2、7143の2
	柿田	7136の1から7136の3まで、7137、7138、7141、7144の一部
	迫	7145の1の一部、7146の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

8 次の区域を大字津野字柿田に編入する。

大字	字	地番
津野	フケ	7123の一部、7126の一部、7127の一部、7130
	川原	7128の一部、7129、7131
	迫	7145の1の一部、7146の1の一部、7147の2、7148の2
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部		

9 次の区域を大字津野字前に編入する。

大字	字	地番
津野	内畑	4641の2
	川端	4642の2、4648、4657
	川原	4656

山ノ下	4660
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	

10 次の区域を大字津野字柿ノ木に編入する。

大字	字	地番
津野	船石	6459

11 次の区域を大字津野字畦原に編入する。

大字	字	地番
津野	道ノ上	6525の2、6552の3、6553の2
	屋敷ノ下	6486の一部
	廣マリ	6491
	前	6493の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

12 次の区域を大字津野字前に編入する。

大字	字	地番
津野	屋敷ノ下	6486の一部
	畦原	6488の一部
これらの区域に介在する道路である公有地の全部		

13 次の区域を大字津野字埋金とする。

大字	字	地番
津野	柿ノ木	5832
	町口	5833、5836、5848から5850まで
	上ツル	5843の1、5844から5847まで、5851、5852、5861の1
	川原田岸	5853
	川原田	5854、5855の2、5856の1

苧ツケ場	5860の4、5860の5
ヲトボ	5863の1、5868の1
ヤシキ田	5876の1、5877の1、5878、5879の3

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

14 次の区域を大字津野字大ノ平に編入する。

大字	字	地番
津野	三口三角	3470から3477まで
	タイノ平	3479から3484まで、3487、3489、3497の一部、3498の一部、3499、3500の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

15 次の区域を大字津野字中山とする。

大字	字	地番
津野	芋洗	3352の一部、3363の一部、3365の一部
	タイノ平	3497の一部、3498の一部、3500の一部
	台ノ下	3496、3522、3523、3524の一部、3525
	大ノ平	3502、3503、3505の1から3505の4まで
	タフノ木ノ本	3506
	台ノ下亀ノ甲	3526の一部
	久保田	3527
	久保畑	3528
	森ノ上	3529の1、3529の2、3531
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

16 次の区域を大字津野字芋洗に編入する。

大字	字	地番
津野	南迫	3354、3355の7、3355の8、3369の1、3372の1

道角屋敷ノ上	3356、3370、3371の2、3397の1
屋舗ノ上	3357
屋舗ノ前	3358
屋舗	3359、3360
全六屋敷	3361
鍛冶屋敷	3402の1
一ノ曲り	3403、3406の1、3406の2、3410、3412の4、3414の2
曲り	3413の1
台ノ下	3524の一部
台ノ下亀ノ甲	3526の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

17 次の区域を大字津野字龍毛に編入する。

大字	字	地番
津野	滝ノ下	3537の2
	山際	3546の1

18 次の区域を大字津野字石原田に編入する。

大字	字	地番
津野	下石原田大町	1318の1
	石原田更	1319
	下石原田	1321、1326
	下石原田岩ノ下	1323の1
	石原田岩ノ下	1324の1

19 次の区域を大字津野字宮ノ前とする。

大字	字	地番
津野	前道ノ下	1758の2、1759の2
	前	1760の1から1760の6まで、1762の1、1762の2、1763の1から1763の3まで、1764の1から1764の3まで、1770、1771の1から1771の3まで、1778
	塔ノ木	1765の1から1765の3まで、1766の1から1766の3まで
	溝ノ下	1767、1768の1から1768の3まで
	平三	1769、1779、1782
	川更	1780の1から1780の3まで
	溝ノ下更	1781の1から1781の3まで

これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

20 次の区域を大字津野字ヤシキ田に編入する。

大字	字	地番
津野	岸高	1840の1
	屋敷ノ田	1841の1、1842の1、1842の2
	瀬違	1844の1、1844の2

これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

21 次の区域を大字津野字滝ノ元に編入する。

大字	字	地番
津野	前	1845の1、1846の1

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

22 次の区域を大字津野字下川原に編入する。

大字	字	地番
津野	石原田	2234、2243の1
	宮ノ下	2235の1から2235の3まで
	石原田更	2241の1から2241の3まで

石原田深田	2242の1
二蓮花前	2295の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

23 次の区域を大字津野字花ノ木に編入する。

大字	字	地番
津野	二蓮花前	2294の2、2295の1の一部
	草場田	2296の1
	草田	2297の1
	花ノ木川バタ	2299の2の一部
	大道ノ下	2300の1
	曲り	2301、2302
	池ノ本	2303の1の一部
	上ヒゲ	2304の一部、2306の1の一部
	半田	2308の一部、2316の一部
	小深田	2309の1の一部
	道ノ下	2314の1の一部
これらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部		

24 次の区域を大字津野字池ノ本に編入する。

大字	字	地番
津野	花ノ木川バタ	2299の2の一部
	池ノ本川端	2303の2
	上ヒゲ	2304の一部、2306の1の一部、2307の1の一部
	池ノ本川フケ	2305の1
	半田	2308の一部、2316の一部
これらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部		

25 次の区域を大字津野字長通りに編入する。

大字	字	地番
津野	上ヒゲ	2307の1の一部、2317の1、2317の2
	半田	2316の一部
	下ヒゲ	2318の1、2321の1の一部、2322の一部
	下ヒゲ川端	2319の1
	横縄手	2323の一部
	八畝田	2324の一部

26 次の区域を大字津野字森ノ下に編入する。

大字	字	地番	
津野	半田	2308の一部、2316の一部	
	小深田	2309の1の一部	
	道ノ下	2314の1の一部	
	深田	2315	
	横縄手	2323の一部	
	八畝田	2324の一部	
	長通り	2325の一部	
	カジャ田	2326の一部	
	堂ノ坂道ノ下	2328の1	
	これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

27 次の区域を大字津野字森ノ前に編入する。

大字	字	地番
津野	下ヒゲ	2321の1の一部、2322の一部
	横縄手	2323の一部
	カジャ田	2326の一部
	森ノ下	2327の1の一部

原 田	2329の1、2329の2、2330の1、2331、2332
弥四郎田	2333の1
京 塚	2334、2335
ニ タ ヲ	2346の一部、2347の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

28 次の区域を大字津野字久保田に編入する。

大 字	字	地 番
津 野	久保田カキ田	1924の1
	久保田更	1926の1
	堂ノ前	1961の1の一部、1962の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

29 次の区域を大字津野字東扇鶴とする。

大 字	字	地 番
津 野	堂ノ前	1961の1の一部、1962の1の一部
	溝ノ下	1963の1、1968の1
	前	1964、1966の1
	川 更	1965の1

30 次の区域を大字津野字サヤノ上とする。

大 字	字	地 番
津 野	森ノ前	2343の4の一部、2344の1の一部
	ニ タ ヲ	2346の一部、2347の1の一部、2348
	道 端	2349の1
	サヤノ元	2351の1、2352の1、2353の1、2354の1、2355の1、2356の1

これらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

31 次の区域を大字津野字滝生田に編入する。

大 字	字	地 番
津 野	前	2740の一部、2741の一部

32 次の区域を大字津野字屋敷ノ前に編入する。

大 字	字	地 番
津 野	尾ノ上	2726、2727の1、2729の一部、2730の一部
	前	2731の一部、2740の一部、2741の一部

これらの区域に介在する道路である公有地の全部

33 次の区域を大字津野字下屋敷に編入する。

大 字	字	地 番
津 野	尾ノ上	2729の一部、2730の一部
	前	2731の一部、2740の一部、2741の一部
	滝生田	2742の一部
	竹ノ内	2743、2744
	七ツ江	2745、2747
	谷 川	2746
	瀬 戸	2748
	瀬 戸 更	2749

これらの区域に介在する道路である公有地の全部

34 次の区域を大字津野字井ノ頭前とする。

大 字	字	地 番
津 野	竹 内	153、154
	山 道	176
	上ノ川	177、178
	前長通り	237の1の一部、237の2の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

35 次の区域を大字津野字神返通りとする。

大字	字	地番
津野	前	236、244、245
	前長通り	237の1の一部、237の2の一部
	長通り	238
	尾花	240
	畦津	241の1、241の2
	橋通り	242
	ヒノキ通	243
	屋舗	246、247
	屋舗田	248
	一ツ枝	252の1、252の2
	一ノ代	290の2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

36 次の区域を大字津野字上屋敷とする。

大字	字	地番
津野	迫田	298
	上ノ屋舗	299の2、300の一部、302
これらの区域に隣接する道路である公有地の全部		

37 次の区域を大字津野字瀬戸に編入する。

大字	字	地番
津野	上ノ台	1111の1、1112の1、1116の1、1130の1
	上ノ台土井ノ下	1114の1
	万ノ瀬戸	1117の1、1120、1125、1127、1128
	溝ノ下川更	1118の1

万ノ川端	1123の1
ヤシキ	1124
岩ノ本	1126、1134から1136まで
四畝田	1131
中ノヨリ	1132の1、1133
ゴマ田	1137の1
三角田	1138、1139の1、1148
堂ノ後	1147
エゴノ本	1150
エゴノ本更ケ	1151
道ノ下	1153
屋舗	1155
梨ノ木ノ本	1156の1

これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

38 次の区域を大字津野字揚ケ田に編入する。

大字	字	地番
津野	松葉ノ本	1209の1、1212
	屋敷	1213、1215、1216
	堂弁	1221
	原ノ前	1239の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

39 次の区域を大字津野字屋敷に編入する。

大字	字	地番
津野	屋敷ノ下	1171の1、1171の2、1172の1

40 次の区域を大字津野字下香羅とする。

大字	字	地番
津野	中屋敷	1194の1、1194の3、1196の1、1196の3、1197の2、1198の1、1198の2
	更	1195の1
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部		

41 次の区域を大字津野字大迫に編入する。

大字	字	地番
津野	陽ヶ田	1234の一部、1240
	原道ノ下	1237の4、1237の5、1258の4の一部
	屋敷	1238
	原ノ前	1239の一部、1254
	小迫	1255の1、1255の2
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

42 次の区域を大字津野字原ノ前に編入する。

大字	字	地番
津野	原道ノ下	1258の4の一部
	屋敷ノ下	1263
	道ノ下	1265の一部
	廣畑	1270の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

43 次の区域を大字津野字道ノ下に編入する。

大字	字	地番
津野	廣畑	1268、1269、1270の一部
	水通り	1280の2の一部
	川更	1281の1の一部、1281の3の一部
これらの区域に隣接する道路である公有地の全部		

44 次の区域を大字津野字早稲田とする。

大字	字	地番
津野	道ノ下	1266の一部
	水通り	1280の1、1280の2の一部
	川更	1281の1の一部、1281の3の一部、1282の1
	畦ノ上	1283
	外町	1284の1
	弥六作	1285
	畦ノ下	1286
	畦下	1287の1
これらの区域に介在する道路である公有地の全部		

45 次の区域を大字津野字船橋ノ下とする。

大字	字	地番
津野	道ノ下	1379の1
	中屋敷	1380の1
	大町	1381の1
	中ヤシキ	1393
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

46 次の区域を大字津野字船橋とする。

大字	字	地番
津野	大町	1381の2
	更	1382の1
	野辺田	1383の1
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

47 次の区域を大字津野字京松前とする。

大字	字	地番
津野	兵工作り	1371の1、1374の1
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

48 次の区域を大字津野字屋敷下に編入する。

大字	字	地番
津野	神田	657
	寺田	658
	小路	660の1
	七ツ枝	662、663、666
	前	668、669
	六里屋ノ下	671
	ヤシキ前	673
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

49 次の区域を大字津野字前長通りに編入する。

大字	字	地番
津野	屋敷	651の3
	伊勢堂	652の2
	内畑	654の1
	前	717の1の一部、718の1の一部
	堂出	720の1の一部
これらの区域に介在する道路である公有地の全部		

50 次の区域を大字津野字堂出に編入する。

大字	字	地番
津野	前長通り	716の一部
	前	717の1の一部、718の1の一部、719の1

51 次の区域を大字津野字瀬戸に編入する。

大字	字	地番
津野	前	725
	屋敷	727
これらの区域に隣接する水路である公有地の全部		

52 次の区域を大字津野字向田に編入する。

大字	字	地番
津野	三ツ枝	822、823
	三ツ恵	824、827
これらの区域に介在する道路である公有地の全部		

53 次の区域を大字津野字岸高に編入する。

大字	字	地番
津野	前	766の1の一部、776の1、778、779の1
	前大町	767
	前田	770の1
	ヤシキ	774の1
	屋敷	775
	家ノ下	777
道ノ下	780	
これらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部		

54 次の区域を大字津野字道ノ下に編入する。

大字	字	地番
津野	大石ノ下	788の2

平成20年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	1360.70
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	379.14
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	1548.18
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	598.72
〃	干害防備保安林	うきは市	うきは市	0.40
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	2121.86
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	539.31
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	3.00
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	2726.84
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	234.50
〃	干害防備保安林	嘉麻	嘉麻市	0.08
〃	〃	宮若	宮若市	0.22
〃	〃	飯塚	飯塚市	0.60
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	835.92
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	219.65
〃	水源かん養保安林	今川	〃	1752.74
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	583.07
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	500.92
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	795.18

福岡県告示第161号

解散した清算法人高家土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法

（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により

次のように公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
石松 芳城	遠賀郡遠賀町大字上別府1030番地の1
石松 守	" " " 1013番地
石松 實	" " " 1031番地
石松 博明	" " " 1685番地
岩崎 昭幸	" " " 2033番地
高 一 芳	" " " 279番地
筋田 良秀	" " " 2267番地の2
筋田 靖之	" " " 1683番地

福岡県告示第162号

柳川西部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
椛島 一 男	柳川市南浜武314番地1

福岡県告示第163号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営遊農津野地区土地改良（区画整理・農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成20年2月1日から 平成20年3月3日まで	添田町役場 赤村役場

福岡県告示第164号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市吉留字東中ノ尾1778番11及び1778番20
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市吉留1778番地11
倉住 美砂子

福岡県告示第165号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市吉留字東中ノ尾1778番4、1778番7、1778番14、1778番19及び1779番11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市吉留1778番地7
大竹 孝二

福岡県告示第166号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町中原二丁目81番及び88番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫郡那珂川町中原六丁目6番1号
古屋 峯子

福岡県告示第167号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市陵厳寺一丁目464番1及び464番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市陵厳寺三丁目5番13号
眞鍋 孝

福岡県告示第168号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成19年12月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人近未来オステオインプラント学会

(2) 代表者の氏名

糸瀬 正通

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市城南区田島4丁目13番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対し、歯科インプラント臨床医療に関する研修会等を開催し、歯科医学の発展と国民の健康増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第169号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年1月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人BOYS WORKS
 - (2) 代表者の氏名
山方 信哉
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区春吉2丁目2番38号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、若者によるまちづくりや環境保全などに関する事業を行い、地域環境の向上や、若い世代の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第170号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

古賀市薦野字小野184の2、187、290、299、301の15、358、359

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び古賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第171号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年1月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人嘉麻あねんぷろいず支援センター

(2) 代表者の氏名

田中 浩二

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県嘉麻市山野2055番地69

(4) 定款に記載された目的

この法人は、行政主導の失業者支援から自立した地域密着・ボランティア型の失業者支援ネットワークを構築するとともに、地域住民に対し失業・雇用問題に関する助言、相談及び情報提供並びに職業訓練等を実施し、雇用機会の拡充を図ること、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第172号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年1月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人アベック

(2) 代表者の氏名

柴原 良子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目6番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者・精神障害者に対して、就労支援・相談に関する事業を

行い、地域と社会の保健福祉の増進を図り、知的・精神障害者が地域に根付く生活の実現に寄与し、広く公益に貢献することを目的とする。

福岡県告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第675号福岡都市計画道路事業3・4・199号春日原駅前線及び7・7・88号側道春日原1号線（春日市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成14年12月11日から平成27年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成19年3月福岡県告示第675号の事業地に春日市春日原北町3丁目を加える。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第174号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定による土地立入りの通知があったので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

県道筑紫野三輪線道路改築工事

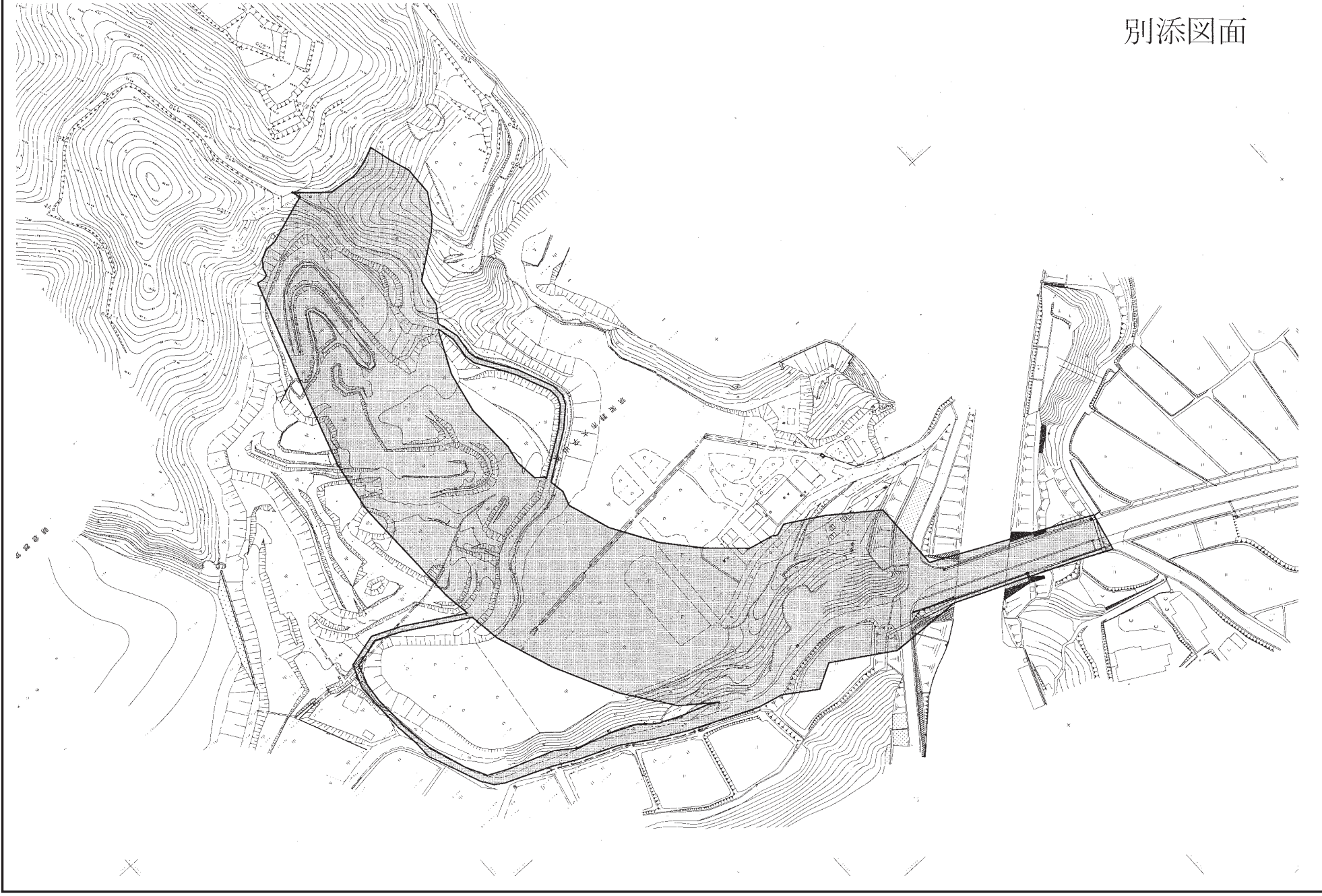
3 立ち入ろうとする土地の区域

福岡県筑紫野市大字山家3544番、3545番1、3545番2、3549番1、3549番2、3550

番、3551番1、3551番2、3552番1、3552番2、3553番1、3553番2、3554番1、3554番2、3555番、3556番、3557番、3558番、3559番、3560番1、3560番2、3561番1、3561番2、3588番1、3588番2、3589番、3591番1、3591番2、3607番1、3607番2、3609番、3720番4、3720番5、3720番7、3720番8、3720番36、3720番37、3720番40、3720番51、3720番53及びこれらの土地を含む別添図面に表示した土地の区域

4 立ち入ろうとする期間

平成20年2月12日から平成20年3月25日まで



別添図面

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

平成20年2月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見を募集しなかった理由

今回の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正は、国土交通省が意見公募手続をとった上で、改正を行った処分基準と実質的に同一の改正を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当する。

また、その他の改正については用語の整理等の意見公募手続を実施することを要しない軽微な改正であるため、同項第8号に該当する。

以上の理由から、今改正では同条例第37条第1項に定める意見公募手続を実施しないこととした。

2 施行期日

平成20年2月1日

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています